

ADR相談からみる

事業者のためのトラブル事例

——傾向と対策

どのような業務・業態であってもお客様とのトラブルリスクがあります。不動産・建築業においても例外でなく、多くの事業者ではコンピュータ、システムの整備など、トラブルを未然に防ぐための取り組みを行っています。ですが、発生してしまったトラブルもありますが、発生してしまったトラブルもありません。「」ではありませんが、発生してしまったトラブルが発生した際の対策について紹介します。

一般社団法人日本不動産仲裁機構

2018年1月からのADRに「覚悟を決めて裁判を起訴」を紹介してきましたの連載も、今回で最終回となります。6年以上に渡る「著述」誠にありがとうございました。心よりお詫び申上げます。最後は、改めてADRについて、や概要とこれからの方に向けたお伝えしたいと思います。

まずは、ADRについてです。ADRとは「裁判による解決」であり、それが特徴です。当事者同士の話し合にのみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度です。例えば、不動産の買主と売主などの2者間のトラブルの解決に携わりたい方は、ぜひ一度当機構のHPをご覗ください。当機構のADRにおいては、調停審等における同席調停の他、「ODR(Online Dispute Resolution)」も承認されています。これは内容などに対するクレームを円滑に処理するためのものであります。

【第16回】ADRとは、そしてこれからの形

「不動産の施工に関する紛争」「不動産の管理に関する紛争」「不動産の相続その他の承継に関する紛争」に該する紛争」の4分野において法務大臣より裁判外紛争解決機関の認証を受けており、ADRの実施またはADRにおいて第三者としてトラブル解決を導く「調停人」の選任を行うことができます。実際に調停人となり不動産トラブルの解決に携わりたい方は、ぜひお問い合わせください。読者の皆さまも、不動産・建築トラブルの1つでも多く解決に導くために、当機構では積極的に広めています。読者の皆さまも、不動産・建築トラブルの当事者になつたり、相談を受けたりした際には、ぜひこのADRを当事者の方に紹介いただければ幸いです。(終わり)

わからん、ADRは消費者の間で行われる「裁判による解決」のことをいいます。ADRは、裁判による解決を避けたい場合に、裁判よりも手数料が少なくて済むのが特徴です。裁判では、裁判官が争点を判断して「まちがは詰ひ合ひによる解決を団結す」という選択肢を取りますが、どちらになれるかは実施証を受けており、ADRの実施またはADRにおいて第三者としてトラブル解決を導く「調停人」の選任を行うことができます。現在では、当機構の実施するADRの大部分を占めるようになつたODR。これからも、不動産・建築トラブルを1つでも多く解決に導くため、当機構では積極的に広めています。読者の皆さまも、不動産・建築トラブルの当事者になつたり、相談を受けたりした際には、ぜひこのADRを当事者の方に紹介いただければ幸いです。(終わり)